

令和4年第5回定例教育委員会

令和4年5月25日（水）午後2時32分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川淳司	説明員	教育部長	伊藤忠信
	委員	支部英孝		教育部次長	佐藤学
	委員	橋本幸子		学校教育支援室長	
	委員	林大輔			中島桂一
	委員	須田壽美江		総務課長	山崎浩克
				学校教育課長	川口直也
				学校教育課参事	浅木義博
				教育支援課長	清水さおり
				給食センター長	根廻哲哉
				対雁調理場長	佐藤友彦
				生涯学習課長	田中紀克
				スポーツ課長	堀井修典
				スポーツ課参事	稲垣恭誠
				情報図書館長	表智幸
				郷土資料館長	櫛田智幸
				郷土資料館参事	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	河崎真大
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について
- (2) 令和3年度学校評価の結果報告について
- (3) 緊急時等におけるモバイルルーターの貸与について
- (4) 令和4年度中学生国際交流事業の中止について
- (5) 令和4年度江別市一般会計補正予算の査定について
- (6) 令和3年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告について
- (7) 令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会の設立について

2 審議事項

- (1) 令和4年議案第20号
令和4年度江別市一般会計補正予算について
- (2) 令和4年議案第21号
財産の取得（小中学校教育用タブレット等コンピュータ）について
- (3) 令和4年議案第22号
江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱について
- (4) 令和4年議案第23号
江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱について
- (5) 令和4年議案第24号
江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱について
- (6) 令和4年議案第25号
江別市少年育成委員の委嘱について
- (7) 令和4年議案第26号
江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱について
- (8) 令和4年議案第27号
江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱について
- (9) 令和4年議案第28号
江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱について

3 その他

○各課所管事項について

（１）江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱について

○次回教育委員会予定案件について

○令和４年第６回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開 会) ただいまから、令和４年第５回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を須田委員にお願いいたします。 議事に入ります前に、お諮りしたい事項がございます。 議案第２０号の令和４年度江別市一般会計補正予算については、議会への申入れ前であるなど、一般に公開される前の教育予算案に対する意見の申出に関するものであり、率直な意見交換を行う必要がありますことから、秘密会による審議を提案するものでございます。 これにご異議ございませんか。 (一同了承) 委員の皆様のご賛同が得られましたので、議案第２０号は秘密会により進行いたします。 本件を本日の審議順の最初に行い、秘密会終了後には、傍聴者入室のため暫時休憩いたします。 その後、配付の会議次第に従って進行してまいります。 それでは、議事に入ります。 <秘密会につき会議録省略> 委員会を再開します。議事に入ります。 １の報告事項（１）市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等についての報告を求めます。 川口学校教育課長お願いします。 報告事項（１）市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。 新型コロナウイルス感染者の発生に伴い、市内公立小中学校において、学校保健安全法並びに北海道教育委員会からの通知に基づき、休業等の措置を講じたもので、４月２２日から５月１８日までの間に感染が判明し対応した分を、小中学校別に学校毎、判明日順に記載しております。 資料には、小学校６校、中学校６校の措置状況を記載しておりますが、特徴的なものをご説明いたします。 ２ページをご覧ください。 表１段目、「区分」欄の中学校⑥においては、５月１５日、生徒２名の感染が判明し、当該生徒が在籍する学級を５月１６日から学級閉鎖とし、また、５月１６日には別な学級で生徒２名の感染が判明し、当該生徒が在籍する学級を５月１６日から学級閉鎖としたところですが、５月１７日には新たな感染者が複数判明し、複数の学年で学年閉鎖となる状況となったことから、５月１７日から５月２１日までを学校閉鎖としております。感染者の合計は、５月１７日の時点で生徒２２名となっております。この人数は、学校閉鎖を行った時点における感染者の合計人数です。 また、資料の１ページに、小学校①から⑥と中学校①から⑤につきましても、学校毎に休業措置を記載しており、詳細は資料のとおりとなっております。 再び、資料２ページをご覧ください。 次に、２段目の「今回報告件数」についてであります。４月２２日から５月１８日の期間に休業措置を講じたのは、学校閉鎖が中学校１校、学年閉鎖が小学校２校２学年、中学校１校１学年、学級閉鎖が小学校６校８学級、中学校４校７学級となっております。 なお、学級閉鎖から学年閉鎖や学校閉鎖に移行した学校は、それぞれ学年閉鎖、学校閉鎖に集計しております。 以上です。 ただいま報告のありました本件について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。
黒川教育長	

山崎総務課長	(一同了承) 次に、報告事項(2)令和3年度学校評価の結果報告についての報告を求めます。 山崎総務課長お願いします。 報告事項(2)令和3年度学校評価の結果報告についてご説明いたします。 学校評価は、江別市立学校管理規則第10条の規定に基づき実施するもので、各校が自己評価を実施した後、各校の自己評価の結果について、別途行うものです。 資料の2ページをご覧ください。 この表は、各校から提出された自己評価書に記載の評価分野数、評価項目数、自己評価の達成状況、学校関係者評価による評価の状況を一覧にしたものであり、その説明を3ページ以降に記載しております。 まず、3ページの1、評価分野数及び項目数であります。江別市では「経営方針の重点」、「教育課程・学習指導」、「生徒指導」の3分野を必須とし、さらに各校が独自に設定した分野を加えて、全部で概ね4から6分野での評価を行っております。また、各分野における評価項目数は、各校の判断に委ねる方法をとっております。令和3年度における、これらの平均値につきましては、資料に記載のとおりです。 次に、2の自由選択した評価分野の主なものでありますが、必須の3分野以外で各校が自由選択した評価分野の主なものとしましては、「健康安全指導」が11校、「保護者・地域との連携」が9校、「特別支援教育」が5校、「今日的な教育課題」が4校となっており、昨年とほぼ同様の傾向となっております。 次に、3の自己評価状況についてであります。円グラフに記載のとおり、小学校では「よい」というA評価は73.0%で、昨年よりも12.1%増加しており、中学校でもA評価は65.3%で、昨年より2.8%増加しております。 4ページをご覧ください。 4の自己評価書作成に係る評価会議につきまして、開催状況を記載しております。小学校では開催回数3回が4校、4回が7校、5回が5校、6回が1校、中学校では2回が2校、3回が3校、4回が2校、5回が1校でした。 次に、5の学校関係者評価についてであります。棒グラフに記載のとおり、小学校では、自己評価の適切さについて、「よい」というA評価の割合は90.5%、改善策の適切さについてA評価は95.7%、中学校においても、それぞれ94.1%、95.8%となっております。 5ページをご覧ください。 学校関係者評価に係る意見についてです。意見総数は116件であり、内訳は小学校が76件、中学校が40件となっております。この意見を大別して、評価の項目設定、評価の個別又は全般に対するものを「分類A」、分野に関わる改善方策や日頃感じていることなどを「分類B」として区分しますと、「分類A」は11件、「分類B」は105件となり、これらのうち主なものを5ページ以降に記載しております。 なお、学校別の「自己評価及び学校関係者評価書」の写しを別冊として添付しておりますので、ご参照ください。
黒川教育長	以上です。 ただいま報告のありました、令和3年度学校評価の結果報告について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
浅木教育情報化担当参事	次に、報告事項(3)緊急時等におけるモバイルルーターの貸与についての報告を求めます。 浅木教育情報化担当参事お願いします。 報告事項(3)緊急時等におけるモバイルルーターの貸与について、令和4年6月から実施を予定しておりますことから、その概要についてご説明いたします。 資料をご覧ください。 はじめに、1の貸与の目的であります。学級閉鎖や出席停止時にモバイルルーターを貸与し、児童生徒の学びを止めず、継続して学習する機会を確保しようとするものです。 次に、2の対象者は、インターネット環境がない家庭及びインターネット環境はあるも

	のの、保護者が仕事でモバイルルーター等を持ち出すなど、児童生徒の利用が困難な家庭といたします。 次に、3の貸与台数は60台で、まずは児童生徒数に応じて各学校に配分いたしますが、特定の学校で不足が生じた際は、各学校に実施を依頼しております家庭でのインターネット環境の整備状況調査の結果や、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、市教委で調整を行い、学校間で融通することを想定しております。 次に、4の開始時期は令和4年6月からとし、5の費用負担については、モバイルルーターの通信費は市負担、貸与期間の家庭でのモバイルルーターの充電に必要な電気料金は保護者の負担といたします。 次に、6の通信量は、1日1GBが上限で、上限超過以降は低速での通信に切り替わります。翌日には通信量がリセットされ、また1GB使用できる仕組みとなっております。 次に、7の貸与方法は、保護者から学校へ申請書を提出いただき、申請書と引き換えにタブレット端末と合わせてルーターを接続した状態で貸与いたします。セキュリティ面と対象児童生徒以外の使用を防ぐための対応となっております。 8のその他として、新型コロナウイルス感染症への感染不安等で登校が困難な児童生徒についても、対象者に該当する場合は、短期間、目安といたしましては1～2週間程度貸与を可といたします。 以上です。 ただいま報告のありました本件について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(4)令和4年度中学生国際交流事業の中止についての報告を求めます。 田中生涯学習課長お願いします。
田中生涯学習課長	報告事項(4)令和4年度中学生国際交流事業の中止について、資料はございませんが、口頭によりご報告いたします。 当該事業は姉妹都市であります米国オレゴン州グresham市との間で行われておりますが、グresham市側と継続して協議を行ってきたところ、新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きつつあるものの、グresham、江別双方とも一定の感染者がいる中で、江別市においては増加傾向を示すなど、収束の見込みが立っていない状況が確認されたものであります。 こうしたことなどから、グresham市、江別市の間で、両国生徒及び引率教員の安全面を第一に考え、令和4年度の当該事業を中止することといたしました。 以上であります。
黒川教育長	ただいま報告のありました、令和4年度中学生国際交流事業の中止について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(5)令和4年度江別市一般会計補正予算の査定についての報告を求めます。
田中生涯学習課長	田中生涯学習課長お願いします。 報告事項(5)令和4年度江別市一般会計補正予算の査定について、ご報告いたします。 資料をご覧ください。4月27日に開催されました第4回定例教育委員会におきまして、第2回市議会定例会に提出を予定している一般会計補正予算のうち、教育委員会所管分について、財政部局の査定前の内容でご説明申し上げましたが、査定の結果はお手元に配付している資料のとおりです。 今後は、6月14日から開催される第2回市議会定例会で審議の上、承認されることにより、補正予算として確定いたします。
黒川教育長	以上です。 ただいま報告のありました、令和4年度江別市一般会計補正予算の査定について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし)

堀井スポーツ課長	それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項（６）令和３年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告についての報告を求めます。 堀井スポーツ課長お願いします。 報告事項（６）令和３年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告についてご説明申し上げます。 この書類は、５月１１日に開催された財団の理事会において承認され、市に提出されたものであり、その概要につきましてご説明申し上げます。 財団の事業の状況及び処務の概要につきましては、第３０期事業報告書の１ページから３ページに記載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。 次に、４ページをお開き願います。 第３の「計算書類等に関する事項」、１の令和３年度収支計算書であります、収入の部では、１の基本財産運用収入の決算額６００円は、基本財産の預金利息収入であります。 ２の事業収入２億６，７６９万５，６６３円は、スポーツ大会参加料等の補助事業収入、屋外体育施設の維持管理業務等の受託事業収入、市民体育館をはじめとする屋内体育施設等の指定管理料や利用料金等の指定管理事業収入、及び自主事業収入であります。 ３の補助金収入３，９４６万２，６９０円は、スポーツ大会等の事業運営に関する補助金であります。 ４の雑収入１，６３２万２，９２６円は、預金利息及び自動販売機設置手数料等であります。 この結果、当期収入合計は、３億２，３４８万１，８７９円であり、前期繰越収支差額１，２２８万１，７５２円を合わせた収入合計は、３億３，５７６万３，６３１円となるものであります。 一方、支出の部であります、５ページをお開き願います。 支出の部では、１の補助事業費の決算額３，９７０万２，４９０円は、スポーツ大会開催事業費、健康体力づくり指導相談事業費、及びスポーツ指導者養成事業費等に要した経費であります。 ２の受託事業費１，４０１万７，４６７円は、屋外体育施設、大麻出張所庁舎等の管理運営に要した経費であります。 次に、６ページをお開き願います。３の指定管理運営費２億６，８３１万８０８円は、屋内体育施設、大麻集会所及び都市公園内の屋外体育施設の管理運営費等に要した経費であります。 ４の自主事業費「３２万６，９５４円」は、自主事業に要した経費であり、当期支出合計は、「３億２，２３５万７，７１９円」となるものであります。 この結果、当期収支差額は、１１２万４，１６０円となり、前期繰越収支差額を含めた次期繰越収支差額は、１，３４０万５，９１２円となるものであります。 なお、７ページの「２ 収支計算書に対する注記」から１２ページの「監査報告書」までは、それぞれ記載のとおりであります。
黒川教育長	以上です。 ただいま報告のありました本報告について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
稲垣高校総体推進担当参事	次に、報告事項（７）令和５年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会の設立についての報告を求めます。 稲垣高校総体推進担当参事お願いします。 報告事項（７）令和５年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会の設立について、ご報告いたします。 １の目的は、令和５年度の高校総体において、江別市で開催される競技の準備や大会運営に必要な業務を行うため、江別市実行委員会を設立するものです。 江別市開催競技は、表に記載のとおり、ホッケー及び水泳の飛込と競泳が令和５年７月から８月にかけて、野幌総合運動公園などで開催されます。

黒川教育長	2の実施業務は、大会開催の計画や競技運営、開会式・閉会式に関するもののほか、関係機関との連絡調整、役員、選手等の宿泊、輸送に関するものなどを行います。 3の委員は、北海道の高体連や競技関連団体、関係機関、市職員の計22名で組織されており、裏面の委員名簿のとおり、会長に江別市長、副会長に教育長並びに江別市スポーツ協会会長が就任しております。 4の設立総会及び第1回総会は、5月18日に開催され、実行委員会の設立や会則、事業計画等を審議し、承認されたところです。 5の今後の予定としては、今年7月に競技種目別のポスター図案を市内及び近郊の高校に在籍する高校生から募集するほか、7月と8月に四国で開催される高校総体の視察や、10月の全国高体連が行う北海道の会場地視察対応、令和5年4月には、第2回総会を開催する予定です。 説明は、以上です。 ただいま報告のありました本報告について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(2) 令和4年議案第21号 財産の取得(小中学校教育用タブレット等コンピュータ)についての説明を求めます。
浅木教育情報化担当参事	浅木教育情報化担当参事をお願いします。 審議事項(2) 議案第21号財産の取得(小中学校教育用タブレット等コンピュータ)について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めたいので、ご承認願うものです。 この財産の取得は、国のGIGAスクール構想に基づき、学校教育の情報化を推進するため、小中学校教育用タブレット等コンピュータを購入し、各学校に配置しようとするものです。 1の物品の種類及び数量は、小中学校教育用タブレット等コンピュータが2,040台です。 2の契約の方法は、指名競争入札です。 3の取得予定価格は、1億5,999万5千円です。 4の契約の相手方は、富士電機ITソリューション株式会社北海道支店です。 裏面2ページをご覧ください。 1の小中学校教育用タブレット等コンピュータの概要についてでございますが、(1)納入する学校は、小中学校全25校です。 次に、(2)数量は、小学校2学年低学年分の学習者用端末が1,990台で、これにより、児童・生徒の1人1台端末環境の整備が完了となります。指導者用端末が50台で、各小中学校に追加で配置いたします。 次に、(3)製品の仕様等につきましては、記載のとおりで、文部科学省が示す標準仕様に沿ったものとなっております。2の納入期限は、令和4年10月31日です。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
黒川教育長	ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第21号 財産の取得(小中学校教育用タブレット等コンピュータ)についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(3) 令和4年議案第22号 江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。
川口学校教育課長	川口学校教育課長をお願いします。 審議事項(3) 議案第22号 江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。

黒川教育長	資料をご覧ください。 奨学審議委員会は、修学能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学困難な高等学校生徒に、その修学に必要な資金の一部を貸与し、生徒が等しくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えることを目的とする、奨学資金貸与条例に基づき設置されているもので、奨学資金の貸与者を諮問する機関であります。 審議会委員は令和３年５月２７日から２年間の任期で委嘱しておりますが、退任によりまして、欠員を生じましたことから、補欠委員について、選考を進めておりましたところ、１の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市小中学校長会から推薦を受けた、藤村 哲子委員を新たに委嘱しようとするものであります。 ２の補欠委員の任期につきましては、本日から前任者の残任期間であります令和５年５月２６日まででございます。 ３の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を、２ページに記載しております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)
川口学校教育課長	それでは、令和４年議案第２２号 江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(４) 令和４年議案第２３号 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 川口学校教育課長お願いします。 審議事項(４) 議案第２３号 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。 通学区域審議会は、通学区域審議会条例に基づき設置されているもので、児童生徒の通学区域の設定及び変更に関する事項について、教育委員会からの諮問に応じる機関であります。
黒川教育長	審議委員は、令和３年６月１４日から２年間の任期で委嘱しておりますが、退任等によりまして、欠員を生じましたことから、補欠委員について、選考を進めておりましたところ、１の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市ＰＴＡ連合会から推薦を受けた、草野 美和子委員、江別市小中学校長会から推薦を受けた、中央小学校校長の加藤 紀子委員と大麻東中学校校長の佐藤 貢委員の３名を新たに委嘱しようとするものであります。 ２の補欠委員の任期につきましては、本日から前任者の残任期間であります令和５年６月１３日まででございます。 ３の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を、２ページに記載しております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)
清水教育支援課長	それでは、令和４年議案第２３号 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(５) 令和４年議案第２４号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 清水教育支援課長お願いします。 審議事項(５) 議案第２４号 江別市教育支援委員会委員の委嘱についてご説明いたします。 資料をご覧ください。 江別市教育支援委員会は、江別市教育支援委員会条例に基づき、障がいのある子どもたちの適切な就学先について、調査、審議、答申を行う機関で、学識経験者、医師等を含む

黒川教育長	計18名に、委員の委嘱又は任命をしております。 現在の委員の任期は、令和3年6月1日から2年間ですが、今回、人事異動により欠員が生じたことから、補欠委員の委嘱をしようとするものであります。 今回委嘱しようとする委員は、1の補欠委員候補者に記載の6名であります。 委員の任期につきましては、本日から令和5年5月31日までであります。なお、3の委員名簿につきましては、資料2ページ記載しておりますのでご参照ください。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第24号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
清水教育支援課長	次に、(6) 令和4年議案第25号 江別市少年育成委員の委嘱についての説明を求めます。 清水教育支援課長をお願いします。 審議事項(6) 議案第25号 江別市少年育成委員の委嘱についてご説明いたします。 資料をご覧ください。 江別市少年育成委員につきましては、江別市少年指導センター規則第3条の規定により委嘱した委員が、少年の非行防止等のため、街頭巡回指導に当たっております。 この度、江別市少年育成委員連絡協議会野幌地区から委員の推薦があったことから、新委員の委嘱事務を進めてきたところであります。
黒川教育長	今回委嘱しようとする委員は、1の委員候補者に記載の2名です。委員の任期につきましては、本日から令和6年3月31日までであります。 なお、委員名簿につきましては、資料2ページに記載しておりますのでご参照ください。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第25号 江別市少年育成委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
田中生涯学習課長	次に、(7) 令和4年議案第26号 江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 田中生涯学習課長をお願いします。 審議事項(7) 議案第26号「江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 江別市社会教育委員は、社会教育法第15条の規定並びに江別市社会教育委員条例に基づき委嘱されるもので、社会教育に関し、教育委員会に助言するための職務を行うものであります。 社会教育委員は、令和2年8月から2年間の任期で委嘱しておりますが、このたび、委員の退任に伴い、欠員が生じたことから、補欠委員について選考を進めておりましたところ、1の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市小中学校長会から推薦を受けた、対雁小学校 竹島 美智代 校長を新たに委嘱するものであります。 2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、本日から、令和4年7月31日までの期間であります。 3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を資料2ページに記載しておりますのでご参照ください。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第26号 江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱についてを承

堀井スポーツ課長	認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(8) 令和4年議案第27号 江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 堀井スポーツ課長お願いします。 議案第27号、江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱についてご説明いたします。 江別市スポーツ推進審議会委員につきましては、江別市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、11名の委員を委嘱しております。 スポーツ推進審議会委員は、令和3年6月1日から2年間の任期で委嘱しておりますが、令和4年4月1日付け人事異動によりまして欠員が生じたことから、補欠委員について選考を進めておりましたところ、1の補欠委員候補者に記載のとおり、学識経験を有する者として推薦を受けた、江陽中学校校長の信定 学さんを、新たに委嘱するものであります。 2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、承認いただく本日から令和5年5月31日までの期間であります。 3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を次頁に記載しております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
黒川教育長	ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第27号 江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(9) 令和4年議案第28号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 榊田郷土資料館長お願いします。 議案第28号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。 江別市文化財保護委員会は、文化財保護法第190条に基づき設置しているもので、かかる文化財保護委員につきましては、江別市文化財保護条例の規定に基づき、10名の委員を委嘱しております。 文化財保護委員は、令和2年8月1日から2年間の任期で委嘱しておりますが、4月1日付け人事異動により欠員が生じたことから、補欠委員について選考を進めておりましたところ、1の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市小中学校長会から推薦を受けた大麻中学校校長の藤村 哲子さんを新たに委嘱するものであります。 2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、本日から令和4年7月31日までの期間であります。 3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を次ページに記載しております。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第28号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。 (1) 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についての説明を求めます。 清水教育支援課長お願いします。 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

課長	江別市青少年健全育成協議会委員につきましては、現委員の任期が令和4年6月28日までとなっておりますことから、任期満了に伴う委員の委嘱について、次回の定例教育委員会においてご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
黒川教育長	以上です。 本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし)
山崎総務課長	それでは次に、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 山崎総務課長お願いします。 今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和4年第2回江別市議会定例会の一般質問について、審議事項として、今ほど各課所管事項としてご説明しました江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱について、などを予定しております。
黒川教育長	また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、6月29日水曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は6月29日水曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第5回定例教育委員会を終了いたします。 (閉 会)

終了 午後3時24分

署名人（教育長） 黒 川 淳 司

署 名 人 須 田 壽美江